

# 受付開始します

## 今治地区顔の見える家づくり支援事業

今治地区林材業振興会議では、木材利用を通して、私たちの共有の財産である森林の整備を推進するため、今治地区内で生産された木材を使って住宅を建築する消費者（新築住宅の所有者、施主）を支援いたします。

### 【対象となる住宅】

今治地区（今治市、上島町）内に建築する在来工法による住宅で、主要部材に地域材を50%以上使用し、延べ床面積80㎡以上の住宅

※地域材とは、今治地区内で生産され、越智今治森林組合木材市売場で取り扱われた木材です。

### 【対象者】

今治市及び上島町に居住する**消費者**

【補助金額】 1戸当たり **100,000円**

【交付予定戸数】 **5戸**

【申請期間】 **平成30年7月1日～平成30年9月30日**

【申請先】 **今治地区林材業振興会議事務局**

（詳細は裏面要領をご覧ください。）

### 【お問い合わせ先】

今治地区林材業振興会議事務局（愛媛県今治支局森林林業課内）  
今治市旭町1丁目4-9 今治支局庁舎2階  
TEL 0898-25-2193 FAX 0898-25-9318

# 事業実施要領

## 平成30年度今治地区顔の見える家づくり支援事業実施要領

平成30年5月31日制定

### (目的)

第1 今治地区林業振興会議(以下「振興会議」という。)は、今治地区顔の見える家づくり支援事業(以下「事業」という。)により、今治地区内で生産された木材を使って建設した住宅への支援を行い、地域材の需要の拡大を図り、地域の森林整備を推進する。

### (事業の内容)

第2 補助採択の条件及び補助金額等は次のとおりとする。

補助採択の条件	次の条件を全て満たすこと。 ①今治地区(今治市、上島町)内に自らが居住するために建築する住宅 ②在来工法とし、使用する木材 <sup>※1</sup> に地域材 <sup>※2</sup> を50%以上使用し、延べ床面積80㎡以上の住宅 ③平成31年3月15日までに上棟される住宅で、事業認定後に主要部材の状況が確認できること ④「地産地消の家づくり」推進に係るPRや掲示など木材に関する普及啓発活動に努めること
補助金額	1戸当たり100,000円
交付予定戸数	5戸(ただし、同一者が単年度に申請できる件数は原則 <sup>※3</sup> 1件とする。)
補助金の交付先	今治市及び上島町に居住する消費者

#### ※1 使用する木材とは

主要部材(土台、大引、根太、通柱、管柱、間柱、桁、梁、筋交、小屋束、棟木、母屋、垂木)を原則とするが、以上が50%に満たない場合は、内装材等

#### ※2 地域材とは

今治地区内で生産され、越智今治森林組合木材売場で取り扱われた木材

#### ※3 原則とは

申請件数が9月末日時点で規定の戸数に満たない場合を除く

### (事業の実施)

第3 事業の実施については次のとおりとする。

#### 1 事業及び補助金交付の申請

事業を実施し、補助金の交付を受けようとする消費者(以下「申請者」という。)は、事業認定申請書及び補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、振興会議に提出しなければならない。

### 2 申請期間

申請期限：平成30年9月30日

### 3 事業認定

振興会議は、提出のあった事業認定申請書の内容を確認し、適正と認められる場合は、事業を認定し、申請者に通知するものとする。

ただし、申請件数が、交付予定戸数を超える場合は、抽選により事業認定を行う。また、申請件数が交付件数に満たない場合は、申請期限以降、交付予定戸数に達するまで随時受け付け、先着順に事業認定を行うものとする。

### 4 事業認定後の事業の辞退

事業の認定を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)は、事業認定後、建築する住宅が補助の条件を満たさなくなった場合は、事業辞退届(様式第3号)を振興会議に提出しなければならない。

### 5 事業の確認及び補助金の支払い

(1) 補助事業者は棟上げ後、速やかに事業実績報告書及び補助金交付請求書(様式第4号)に関係書類を添えて振興会議に提出するものとする。

(2) 振興会議は、補助事業者から事業実績報告書及び補助金交付請求書の提出があったときは、現場確認を行い、使用されている木材について内容を確認し、適正と認められるときは、速やかに補助金を交付するものとする。

### 6 事業の取り消し

振興会議は、補助事業者がこの要領に違反した場合は、事業の認定を取り消すことができる。

### 附 則

1 この要領は、平成30年5月31日から施行する。

# 申請書様式

様式第1号(第3の1関係)

平成 年度 今治地区顔の見える家づくり支援事業計画認定申請書  
及び 補助金交付申請書

年 月 日

今治地区林業振興会議 会長 様

申請者 住所  
名称  
代表者氏名  
電話番号 印

平成 年度において、今治地区顔の見える家づくり支援事業を下記のとおり実施したいので、今治地区顔の見える家づくり支援事業実施要領第3の1の規定により、関係書類を添えて申請します。

また、併せて補助金100,000円を交付されるよう申請します。

### 記

#### 1 建築しようとする住宅の概要

所在地	
延床面積	㎡ (80㎡以上必要です)
木材使用予定量①	㎡
地域材使用予定量②	㎡
地域材の使用予定割合 ②/①×100	% (50%以上必要です)
普及啓発活動の内容	※構造見学会、完成見学会の開催など、木材に関する普及啓発活動の内容について具体的に記載すること。

2 棟上げ予定年月日

年 月 日

3 完成予定年月日

年 月 日

#### 4 添付書類

- 確認済証又は、建築工事届の写し
- 住宅の位置図、平面図、立面図等
- 木材使用予定内訳書(様式第2号)

様式第2号(第3の1関係)

## 木材使用予定 内訳書

部材名	樹種	主な規格 幅×厚さ×延長 (mm)	単位 体積 (m <sup>3</sup> )	数量 本・枚	材積 (m <sup>3</sup> )
地域材					
小計					
地域材以外					
小計					
合計					

(注) 1. 部材名には、土台、管柱等の名称を記載すること。

2. 樹種・規格・単位体積は、最大数量を成すものを記載のこと。

3. 数量・材積は、部材毎に総量(材積は小数点第4位まで)を記載のこと。